2　個人情報
「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。
「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報のほか、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表す全ての情報をいい、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含む。複数以上の「個人に関する情報」を照合することにより、特定の個人を識別することができる場合においては、当該「個人に関する情報」全てが「個人情報」に該当する。
生存しない個人に関する情報であっても、同時に、遺族等の「生存する個人に関する情報」に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。
また、法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、当該情報に役員の氏名等の個人に関する情報が含まれる場合には、その部分については「個人情報」に該当する。
なお、「個人」には外国人も含む。

3　個人情報データベース等
「個人情報データベース等」とは、次に掲げるものをいう。
⑴　特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物
⑵　コンピュータを用いない場合であって、紙面で処理した個人情報を五十音順等の一定の方式に従って整理及び分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人も容易に検索することができる状態に置いているもの

4　個人データ
「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5　個人情報取扱事業者
「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者を除く。
「その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者」とは、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去６箇月以内のいずれの日においても５千を超えない者とする。５千を超えるか否かは、労働組合が管理する全ての個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和により判断する。ただし、同一個人の重複分は除くものとする。
また、個人情報データベース等が次に掲げる要件の全てに該当する場合には、それを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数は、５千の数に含めない。
⑴　個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであること。
⑵　氏名、住所及び居所、電話番号のみが掲載された個人情報データベース等であること又は不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる、若しくはできた個人情報データベース等であること。
⑶　労働組合自らが、その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加えることで特定の個人の数を増やす、他の個人情報を付加する等により、当該個人情報データベース等を編集又は加工していないこと。
なお、法人格を有しない労働組合であっても、個人情報取扱事業者に該当しうる。

6　事業
「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為又は活動であって、かつ、社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない。

7　本人
「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

8　保有個人データ
「保有個人データ」とは、労働組合が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する個人データをいう。
ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもののほか、６箇月以内に消去（更新を除く。）することとなるものを除く。
⑴　本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
⑵　違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
⑶　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
⑷　犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

9　公表
「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいう。
公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。その際、労働組合の事務所の窓口等における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うことが望ましい。

10　本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。以下同じ。）
「本人の知り得る状態」とは、労働組合の事務所の窓口等における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態をいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置く必要がある。
本人の知り得る状態とするに当たっては、必ずしも労働組合の事務所の窓口等における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法が継続的に行われることまでを要しないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

11　本人が容易に知り得る状態
「本人が容易に知り得る状態」とは、継続的な方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にもその手段においても簡単に知ることができる状態をいう。
本人が容易に知り得る状態とするに当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。その際、労働組合の事務所の窓口等における書面の掲示若しくは備付け又はホームページ上での掲載その他の方法により継続的に行うものとする。

12　本人に通知
「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいう。
本人に通知するに当たっては、本人に内容が認識されるように事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法による必要がある。その際、書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）又は口頭により行うものとする。

13　個人データ又は保有個人データの提供
「個人データ又は保有個人データの提供」とは、個人データ又は保有個人データを第三者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ又は保有個人データが物理的に提供されていない場合であっても、備付けやネットワーク等の利用により、第三者が利用（閲覧を含む。）できる場合においては、当該提供に該当する。